

報 告 書

一般社団法人 J E L F 御中

JELF 適格審査委員会は「公益財団法人 知床財団」について調査し、当該団体が高い公共性を持ち、「寄附、遺贈対象団体」の適格を持つと判断したので報告する。

令和 7 年 7 月 3 日

JELF 適格審査委員会委員長

弁護士 籠 橋 隆 明



【委員会の構成】

弁護士 籠橋隆明

弁護士 池田直樹

弁護士 島 昭宏

弁護士 小島寛司

弁護士 西岡治紀

【知床財団 調査担当弁護士】

弁護士 吉田理人

弁護士 渡部貴志

弁護士 寺田伸子

(令和 6 年 5 月 25 日、26 日、知床財団を訪問し、聞き取り調査を行うとともに、公開資料その他の資料等を通じて調査を実施した。)

第 1 調査の目的と審査の基準

1 調査の目的

環境保護団体は日本や世界の環境を保全し、未来世代に良好な環境を残していく上で重要な役割を担っている。環境保護団体は市民に支えられ経営が維持されているが、日本では寄付文化が必ずしも根付いているとは言えない。また、一般市民のみなさんも寄付という社会貢献があることに気付かないままにいることも少なくない。そこで、JELF では寄付に値する環境保護団体を推薦することで寄付を促進するプロジェクト「みどりの遺言」を実施している。弁護士という専門化の立場から環境保護団体を審査し、安心して遺贈や寄付ができる団体であるか否かを判断するものである。なお、今回の審査は第一次的なものであり、今後、継続して審査を実施し、必要に応

じて報告内容を充実させていく予定である。

2 審査の基準

審査の基準は次の通りである。大きくはガバナンスにかかわる評価と事業の社会的意義に対する評価とに分けて検討された。

組織が作った定款通り運営されているかは当然の前提となる。また、情報が組織の内外に適切に公開されているかについても重要な審査基準である。

環境保護団体の場合、組織のあり方は当該団体がどのような分野でどのように保護活動が続けていくかが検討され、それにあった組織が形成されている。従って、一般的には社団、財団と分かれるものの具体的あり方は多様であると言ってよい。しかしながら、団体として社会に対して責任を持ち、持続的に社会貢献を果たしていくためには組織としての統治機構や財務体制が整備され、構成員の変動にかかわらず団体として活動が維持される必要がある。

たとえば、環境保護団体では個人の活動への依存が過度に進み、個人の健康や財産に団体の存続が依存するということがしばしば見受けられる。このような団体である場合には団体としての持続性に問題があるため改善を要することになる。全国的な組織の場合、本部と地域単位との関係が良好である必要がある上、この場合、ガバナンスと言っても会社などのように統制がとれた上下関係があるとは限らない。むしろ、本部は地域組織に奉仕する関係にある場合があり、そのような組織固有の課題から判断して健全で持続的な関係が築けているかがガバナンスの重要課題となる。また、全国組織ともなると組織維持に費用がかかるため安定した財源を得る仕組みが必要となる。

事業の社会的意義に対する評価については必ずしも客観的基準がある訳ではない。環境保護団体の場合、目指すべき理念に向かって最適な活動が行われるのであるが、会員数の数は組織の持っている社会的支持を表示するものとして重要となる。また、マスメディアに対する露出度についても社会的影響力を持つ点で重要である。しかし、一方で必ずしも多数に支持されなくとも学術的には重要な価値を持つ場合や社会としては放置されてはならない領域で成果を着実に上げている例もある。後者の場合は評価が難しいところであるが、JELF では環境問題に取り組む法律家の視点から地球環境に資するか、持続社会形成に資するか、あるいは「個人の尊厳」すなわち「人の幸福」に資するものであるかといった視点からも評価した。

今回のプロジェクトは未来世代のために資産を活用してもらおうというものであるため、当該社会的成果がこれまで持続的に生み出され、将来にわ

たっても持続的に生み出されて行くであろうということが審査された。特定の成果が一時的に社会的に注目されたというのみでは問うプロジェクトの視点からすれば不十分である。社会的な注目はなくとも長期にわたって実施され、かつ、支持する人々の変動にもかかわらず事業として持続し、成果を安定して上げ続けていることが必要である。

この場合の成果とは当該団体の目標に照らして必要とされる成果である。一定水準を持つ機関誌が定期的に発行されているか、会員、関係者が現場において持続的な活動をしているか、研究者との連携が図られているか、セミナーなど社会教育の実践が持続的に行われているか、会員及び関係者などから感謝の手紙があるかなどといった諸要素を総合的に考慮されて判断されていく。当該団体が自己の組織の成果をはかる基準を持ち、かつその基準が検証されているか、基準と成果との関係について不断に検討されているかといった組織のあり方も、成果があるか、今後も生み出すかを検討する重要課題であることは言うまでもない。

[ガバナンス・コンプライアンス評価の仕組み]

- (1) ガバナンス・コンプライアンスチェックリストによるチェック
- (2) 監事および会計に関する聞き取り（ただし財務調査までは行わない）
- (3) 課題があれば指摘したうえで、総合評価

[社会的意義と事業の持続可能性の評価の観点]

- (1) 団体の目的に沿った公益的なミッションが具体化されているか？
- (2) 具体的な事業計画があるか（年次および中長期）
- (3) 事業計画の実行を裏付ける予算、人的体制および自律性があるか？
- (4) 事業の評価やフィードバックの仕組みがあるか？
- (5) 情報の公開・発信と市民からの支持・参加の広がりがあるか？
- (6) これまでの実績と今後も実績を残していけるか？

第2 知床財団について

1 使命と目的

知床財団の使命は、「私たち知床財団は知床半島をホームグラウンドとし、世界遺産知床の自然を守り、よりよい形で次世代に引き継いでいきます。野生動物やその他の自然環境の保全・管理に携わる組織として常に先駆者であり続け、人間が自然と親しみ調和していける社会の発展に寄与します。」とされている。

また、知床半島及びその周辺地域の自然環境に関する調査・研究、自然保

護の普及啓発等の事業を行い、もって広く自然環境の保全と利用の適正化に寄与することを目的としている（定款第3条）。

2 事業概要

知床財団の事業は、公益目的事業と収益事業に分かれる。

公益目的事業の1つ目は、普及対策系事業である。同事業は、インフォメーション・情報発信事業と環境教育等推進事業に分かれており、前者ではビジター向け施設でのインフォメーション事業やホームページ等による広報活動、後者では、学生や来訪者向けにヒグマに関する授業や職場体験の場を提供している。

公益目的事業の2つ目は、施設管理系事業である。同事業は、知床自然センター棟管理運営業務やしれとこ100平方メートル運動ハウスの管理運営事業、世界遺産関連施設管理運営事業などを行っている。

公益目的事業の3つ目は、調査研究系事業である。同事業は、知床国立公園の保護と利用の調和に関する調査やヒグマの生態等に関する調査業務を行っている。

3 事業目的とその手段

知床財団は、北海道の知床地域における自然環境の保全と持続可能な利用を目的とし、知床の生態系を守りながら地域社会と調和した自然保護活動を推進している。そのために、まず野生動物の調査や管理を行い、ヒグマやシカの個体数の適正化や外来種の駆除を進めることで、生態系のバランスを維持している。また、森林や湿地の保護・再生にも力を入れ、自然環境の健全な維持に取り組んでいる。

さらに、環境教育や普及活動にも積極的に関わり、自然観察会や講演会を開催するほか、学校や地域住民向けの環境教育プログラムを提供している。また、知床の自然や保全活動について広く情報発信を行い、多くの人々にその価値を伝えている。こうした活動を支えるために、知床の動植物や生態系に関する科学的な調査・研究を実施し、環境の変化をモニタリングしながら、適切な保全策を提案している。

知床の観光が持続可能な形で発展するよう、エコツーリズムの推進にも取り組んでいる。知床国立公園の適正利用に向けたルール作りを進めるとともに、観光事業者や行政と協力し、自然と調和した観光のあり方を模索している。さらに、地域社会との連携も重視し、地元住民や企業と協力しながら、里山や農地の持続可能な管理を行い、人と自然が共存できる環境を整えている。

このように、知床財団は自然環境の保全を軸に、科学的調査、環境教育、持続可能な観光推進、地域社会との連携を通じて、知床の豊かな自然を未来へ引き継ぐことを目指している。

4 財団の歴史

知床財団は、1988年に設立された公益財団法人であり、知床地域の自然環境を保全し、持続可能な利用を推進することを目的として活動を開始した。設立の背景には、知床が世界的に貴重な自然環境を有しながらも、人間活動の影響による環境の変化が懸念されていたことがある。こうした状況を受け、地域住民や専門家、行政機関が協力し、科学的な知見に基づいた保全活動を進めるために財団が設立された。

設立以来、知床財団は野生動物の調査・管理や生態系の保全、外来種の駆除、森林や湿地の再生など、多岐にわたる環境保護活動を展開してきた。また、環境教育にも力を入れ、地域住民や観光客向けの普及啓発活動を実施し、知床の自然の価値や保全の重要性を伝えてきた。

2005年には知床が世界自然遺産に登録され、知床財団の役割はさらに重要なものとなった。登録後は、観光客の増加による自然への影響を最小限に抑えるためのルール作りやエコツーリズムの推進に尽力し、持続可能な観光の実現に向けた取り組みを進めている。また、地域社会と連携しながら、人と自然が共生できる環境づくりにも取り組んできた。

現在も、知床財団は科学的な調査研究を基盤とし、知床の自然環境を次世代に引き継ぐための保全活動を続けている。設立からの長い年月を経ても、知床の生態系の維持と持続可能な利用を目指す姿勢は変わらず、地域社会と協力しながらその使命を果たし続けている。

5 団体財産

知床財団は、財団法人であることから、特定の財産を活動目的に利用することが義務付けられている。基本財産は、2024年5月15日時点で179,786,570円である。

6 主な活動

知床財団は、世界自然遺産である知床の豊かな生態系を保全し、持続可能な形で活用することを目的として、さまざまな活動を展開している。その主な取り組みは以下のとおりである。

(1) 森林再生

知床財団は、「しれとこ100平方メートル運動」を通じて、森林の復元

および保全活動を推進している。この運動では、かつて牧草地として利用されていた土地を買い戻し、本来の森林環境を取り戻すために植樹や自然再生の促進を行っている。特に、外来種の駆除や在来種の育成に重点を置き、生態系の回復を図っている。

(2) ヒグマとの共生

知床はヒグマの生息密度が高い地域の一つであり、人とヒグマの関係を適切に管理することが重要である。知床財団は、ヒグマの生態調査を実施し、その行動パターンや生息域を把握することで、人とのトラブルを未然に防ぐ対策を講じている。具体的には、ヒグマが人間の生活圏に近づかないよう誘導するための措置（電気柵の設置やゴミの適正管理の指導など）を実施するとともに、観光客や地元住民への啓発活動も行っている。

(3) 利用の適正化

知床国立公園の自然環境に過度な影響を与えずに利用できるよう、適正な利用ルール策定やエコツーリズムの推進に取り組んでいる。環境負荷を最小限に抑えるためのガイドツアーの推奨、特定エリアの利用制限、登山道や遊歩道の整備などを行い、持続可能な観光の実現を目指している。また、地元の観光事業者と連携し、環境に配慮したアクティビティの開発やルール策定にも積極的に関与している。

(4) 普及啓発

知床の自然の価値や保全活動の重要性を広く伝えるため、さまざまな普及啓発活動を行っている。知床財団は、学校向けの環境教育プログラムや一般向けの講演会、フィールドワークなどを実施し、知床の生態系について学ぶ機会を提供している。また、SNSやウェブサイトを活用し、最新の調査結果や活動報告を発信することで、多くの人々に知床の現状を伝えている。

(5) ボランティア活動

知床財団は、地域内外の人々が参加できる多様なボランティアプログラムを提供している。例えば、森林再生のための植樹活動、登山道の整備、ヒグマ対策の支援、環境教育イベントの運営などがある。これらの活動を通じて、多くの人々が知床の自然保護に直接関わる機会を得ることができ、地域の保全活動を支える重要な役割を果たしている。

知床財団は、これらの活動を通じて知床の豊かな自然環境の保全と持続可能な利用を推進し、未来の世代へと引き継ぐための取り組みを続けている。

第3 法務・ガバナンス関係

1 組織の概要

知床財団は、知床半島及びその周辺地域の自然環境に関する調査・研究、自然保護の普及啓発等の事業を行い、もって広く自然環境の保全と利用の適正化に寄与することを目的（定款第3条）とする公益財団法人である。

公益財団法人は、一般財団法人が、行政庁によって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条の公益認定を受けることによって、公益財団法人となる。公益法人は、公益目的事業を行うことを主たる目的とすることが、公益認定の基準となっており、知床財団についても、目的の公益性が認められる。

上記目的達成のための事業として、以下5項目の事業を行っている（定款第4条）。

- (1) 野生動植物の調査・研究
- (2) 自然保護の普及啓発
- (3) 自然保護に関する諸団体との提携
- (4) 自然環境の保全管理及び公園施設等の管理運営受託業務
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

現在、理事長、副理事長各1名、理事6名、監事2名、評議員7名がいる。

2 評議員

定款第4章に評議員の定めがあり、評議員の選任及び解任を、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行うこと、評議員の選任の際に、当該評議員及びその配偶者又は三親等内の親族、当該評議員と事実婚の関係にあるもの、当該評議員の使用人等が、評議員の総数の3分の1を超えないこと、他の同一の団体（公益法人を除く）の理事、使用人、役員等が評議員の総数の3分の1を超えないことなどが定められている。評議員の任期は、4年であり、報酬に関し、評議員等の報酬・費用弁償に関する規程が定められ、公表されている。

以上のとおり、定款上、評議員の構成に恣意性、専横性を排除する仕組みが構築されている。

3 評議員会

評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催するとされている（定款16条）。

評議員会の決議事項は、理事及び監事の選任又は解任、理事及び監事の報酬等の額、定款の変更等の重要事項である（定款15条）。

調査の結果、定款の規定に従い、適切に評議員会を開催していることが確認された。

4 理事・監事

定款において、理事3名以上7名以内、監事2名以内を置くことが定められ、理事のうち1名を理事長、1名を副理事長とし、理事長および副理事長を代表理事とするものとされている（定款24条）。

理事及び監事の任期は2年とされ（定款28条）、理事及び監事の報酬に関し、評議員等の報酬・費用弁償に関する規程が定められている（定款30条）。

現在、理事7名、監事2名が選任されている。

5 理事会

理事会は、法人の業務執行の決定、理事の職務の執行の監督、理事長及び副理事長の選定及び解職を行うものとされている（定款33条）。

調査の結果、毎年4乃至5回の理事会が開催され、実質的討議がなされ、議事録が適正に作成・保管されていることを確認した。

6 情報開示

定款、規則、評議員・役員名簿、評議員会、理事会の議事録等が事務所に備え置かれ、閲覧又は謄写に応じる体制が整っている。

会計帳簿、計算書類、事業計画書も事務所に備わっている。

定款、評議員・役員名簿、事業報告書、決算報告書、収支予算書等はホームページにも公開されており、情報開示について、特に懸念すべき事項はない。

第4 財務・会計・労務関係

1 財務・会計

調査の結果、会計帳簿を適切に作成管理しており、事業年度ごとに財務諸表を適切に作成していることを確認した。

会計については、監事2名による監査を受けている。

評議員会で、事業報告及び決算報告の承認を行い、理事会においても事業報告、決算報告、次年度の事業計画、収支予算の承認を行っており、財務に関しチェック体制が整っていることが確認された。

2 労務関係

調査時において、従業員が48名おり、うち正社員が22名となっている。

就業規則を備え、個々の従業員との雇用契約書の締結、労働条件通知書の交付等も適切に行われていることが確認された。

第5 活動実績と事業の持続可能性

- 1 知床半島は、戦前から戦後にかけての開拓跡地について、1960年代から不動産業者の買収が進み、乱開発の危機にさらされる事態が生じていた。そうした中で、斜里町が乱開発を止め、自然環境を保全するために、全国から寄付を集める「しれとこ100平方メートル運動」が1977年にスタートした。「しれとこ100平方メートル運動」は、国内におけるナショナルトラスト運動の先駆け的運動である。

知床財団は、「しれとこ100平方メートル運動」によって買い取った土地及び知床半島の自然環境を保全するとともに、適正な公園利用を推進するための組織として、斜里町によって1988年に設立された。

知床財団は、設立から38年を経過しており、長期間にわたる活動実績を積み重ねている。その間、2005年には、知床半島が世界自然遺産に登録されている。

知床財団の事業内容については、本報告書第2において詳述しているが、開拓前の原生の森と生態系の回復のための環境保全活動を行うとともに、ヒグマやエゾジカなど野生動物と人間の共生のための管理行為や市民向け啓発活動、公園の適正利用のための取り組みなど、多様な事業を行っている。

知床財団がこれまで行ってきた自然環境保全のための研究と実践的活動によって、知床半島の良好な自然環境が維持、管理されており、知床半島の世界自然遺産の登録にも財団の活動が貢献したものと見える。また、現在も知床の自然環境保全に不可欠な役割を担っているものと認められる。

知床財団は自然環境保全活動とともに、一般市民や観光客向けの普及啓発活動にも力を入れており、ネットメディアを通じた情報発信や、機関誌の発行、知床半島内のビジターセンターでの情報発信、地元学校での環境授業等幅広く普及啓発活動を行っている。知床の自然の姿を映した美しい映像作品の制作や作品のビジターセンターでの公開、認知度を高めるための魅力的な一般向けのアパレル・雑貨商品の開発販売など、普及啓発活動にも精力的に取り組んでいる。環境保全や野生生物との共生のためには、地域住民や観光客、一般市民の理解と協力が不可欠であり、このような普及啓発活動も、重要な意義を有しているものと認められる。

現在個人会員は約2000名であり、増加傾向にある。また、法人会員に

についても、10年で倍以上の増加となっている。法人会員から大口の寄付を受けるなど、会員からの寄付額も増加傾向である。

地域の自治体と密接に連携し、長期にわたり委託事業を行うなど継続的に公益的な活動を行っているとは評価できる。

- 2 上記のとおり、知床財団は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき適正な組織運営を行っており、評議員会、理事会なども適切に運営されているとは評価できる。財務会計についても、日常的な金銭管理体制と、監査体制がとられており、適切な組織が構築されているとは評価できる。

したがって、法令にしたがった適切なガバナンス・コンプライアンス体制を備えているものといえる。

- 3 以上のとおり、知床財団は、既に長期にわたる豊富な活動実績があり、公益性の高い事業を継続しているものといえる。特に、野生動物被害やオーバーツーリズムが社会的な問題となっている昨今の状況において、野生動物との共生や公園の適正利用のための活動の重要性は高まっており、知床の貴重な自然環境を保護しながら、適正利用のための普及啓発活動を精力的に行う、知床財団の活動に対する期待は大きい。

会員数、予算規模ともに拡大傾向にあり、財政基盤も安定し、今後も組織として成長していくことが期待される。

したがって、知床財団は、その活動面において高い公益性を備えているものと評価でき、かつ、組織としての基盤や体制も整い、将来にわたり組織を持続していくことが期待できることから、JELF 審査委員会は、知床財団を寄付遺贈対象適格団体として認定する。

以上